

# 観光庁研修テキストの活用について

○観光庁研修テキストを活用する場合には、以下の事項を遵守すること。

テキスト利用に当たっての留意事項

	私的目的で 利用する行為	営利目的で 複製・配布する行為	自己が制作する書籍 に引用する行為	自己が制作する書籍に 無断転載する行為	テキストを参考に 書籍等を制作する行為
有 料	-	×	下記注意事項を 遵守した上で ○	×	参考文献として 明記した上で ○
無 料	○	×	下記注意事項を 遵守した上で ○	×	参考文献として 明記した上で ○

## ○引用における注意事項（文化庁HPより）

他人の著作物を自分の著作物の中に取り込む場合、すなわち引用を行う場合、一般的には、以下の事項に注意しなければなりません。

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
  - (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
  - (3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。
  - (4) 出所の明示がなされていること。（第48条）
- （参照：最判昭和55年3月28日「パロディー事件」）

## ○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（引用）

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。